

電子提供措置の開始日2023年5月30日

**第103期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

電力、鉄鋼、建設関係の機械設備、航空機関連機器、機械部品（各種ばね類、ねじ関連機械器具等）、電子機器及びソフトウェア、資源開発機器、食品機械、食品用副資材、プラスチックその他雑貨類の国内販売業並びに輸出入業（外国間取引を含む）

(2) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

当社国内店	:	本店（東京都千代田区）、札幌支店（札幌市中央区）、名古屋支店（名古屋市中村区）、大阪支店（大阪市北区）、福岡支店（福岡市中央区）
当社海外店	:	台北支店（台湾 台北）、高雄事務所（台湾 高雄）
KBK Inc.	:	本店（米国 インディアナ）、ミシガン駐在員（米国 ミシガン）
KBK Europe GmbH	:	本店（ドイツ デュッセルドルフ）
日本システム工業株式会社	:	本店（東京都千代田区）、田町営業所（東京都港区）、さがみ野事業所（神奈川県綾瀬市）
KBKスチールプロダクツ株式会社	:	本店（平塚市）
極東貿易（上海）有限公司	:	本店（中国 上海）、北京事務所（中国 北京）、広州事務所（中国 広州）、武漢事務所（中国 武漢）
株式会社ゼットアールシー・ジャパン	:	本店（東京都千代田区）
サンコースプリング株式会社	:	本店（横浜市港北区）
ファーレ株式会社	:	本店（大阪市中央区）
オートマックス株式会社	:	本店（東京都板橋区）
エトー株式会社	:	本店（横浜市西区）
プラント・メンテナンス株式会社	:	本店（東京都千代田区）
Kyokuto Boeki Kaisha Mexico S.A. de C.V.	:	本店（メキシコ シラオ）

株式会社 TWD Japan	本店 (東京都千代田区)
Kyokuto Boeki India Private Limited	本店 (インド チェンナイ)、営業所グルガオン (インド グルガオン)
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN.BHD.	: 本店 (マレーシア セランゴール)
ETO PRECISION OF TAIWAN CO., LTD.	: 本店 (台湾 台北)
SIAM ETO CO., LTD.	: 本店 (タイ バンコク)
ETO (HONGKONG) CO., LTD.	: 本店 (香港)

(3) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (名)
産業設備関連部門	180 (27)
産業素材関連部門	81 (5)
機械部品関連部門	298 (151)
全社 (共通)	43 (6)
合 計	602 (189)

- (注) 1. 従業員は就業人員 (当社からの社外への出向者を除く) であります。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の () 内に、当連結会計年度の平均雇用人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名 (34名)	11名減	46才2か月	21年3か月

- (注) 1. 従業員は就業人員 (当社からの社外への出向者を除く) であります。
2. 臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の () 内に、当事業年度の平均雇用人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,267
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	866
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	520

百万円

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、KBK Inc.、Kyokuto Boeki Kaisha Mexico, S.A.de C.V.、SIAM ETO CO.,LTD.、極東貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の監査等委員会は、会計監査人が提出した当事業年度に係る監査計画の内容、監査日数及び報酬見積等を検討のうえ合理性及び妥当性を総合的に評価した結果、会計監査人の報酬等につき同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

・取締役会は、次のようなコンプライアンス体制により、取締役・使用人の職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

◇取締役会は、代表取締役社長の直属機関として「企業倫理・コンプライアンス委員会」を当社に設置し、取締役をコンプライアンス・オフィサーに選定する。外部常任委員の少なくとも1名は弁護士とする（2009年6月から外部常任委員の弁護士が委員長となっております。）。

◇代表取締役社長は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」を通じて、当社の企業理念、当社及び子会社の役職員を対象とする「極東貿易グループ企業行動憲章」等の当社規範、定款、主要規程等の内容を繰り返し周知徹底するとともに、法令遵守に向けた取り組みを行う。

◇「企業倫理・コンプライアンス委員会」には、当社及び子会社の役職員を対象とする企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置し、外部の窓口には弁護士事務所を指定する。また、通報・報告事案で調査等が必要な場合は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」委員である弁護士、あるいは外部窓口の弁護士事務所の指導・助言を受けて、公正中立と適法性を確保する。

◇職務の執行に法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

・取締役会は、文書管理規程、文書保存規程等の定めるところに従い、取締役会の議事、稟議申請等の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ閲覧可能な状態で保存管理する。

- ・取締役会は、取締役または監査等委員会の補助使用人が求めたときはいつでも、これら職務執行に係る情報を、閲覧または謄写に応じる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- ・取締役会は、当社が認識する事業上の各リスクについての分析を行い、各リスクに対応するための基本的な方針となる規程を定め、各リスクごとに担当部門を割り当て、対策を検討させ、遂行状況等を適切にモニタリングするとともに、対応マニュアルを整備する等して、リスク管理の実効性を高め、損害の拡大を防止あるいは最小限に止める適切な体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
- ・取締役会は、次のような経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - ◇当社は、取締役会規程に従い、毎月定例の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定と情報共有を行う。
 - ◇取締役会は、取締役及び使用人が共有する目標として合理的な中期経営計画を策定する。
 - ◇取締役会は、中期経営計画に基づき、毎事業年度の全社業績目標と予算を設定し、目標達成に必要な経営資源を配分する。
 - ◇取締役会は、執行役員に対する責任権限の委譲を行うとともに、職務権限規程により、取締役会以下、経営戦略会議や役職者の責任権限を明確に定め、効率的な事業管理を行う。
 - ◇執行役員は、月次業績等の経営データが、担当取締役を通じて迅速に取締役会に報告されるよう業務を指揮し、取締役会は毎月この経営データをレビューし、担当取締役から目標未達要因の分析及び改善策の報告を受け、必要やむを得ない場合は、適正に目標の修正を行うなどの検討を行う。
 - ◇取締役会の検討結果に基づき、取締役執行役員は、実施すべき具体的な計画・施策等を策定・遂行させるとともに、目標達成に向けて担当グループを統括・指揮する。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役会は、当社に当グループを管理する部門を設けたうえで、次の通り子会社の業務の適正を確保する。
 - ◇取締役会は、子会社・関連会社管理規程を制定し、子会社の予算情報、決算情報、その他当社が必要と判断する情報について、適宜当社への報告を義務付ける。
 - ◇取締役会は、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させる。
 - ◇代表取締役社長は、定期的に当社及び子会社の取締役が出席する会議を開催し、子会社の営業の概況その他重要な事象について、報告を行わせる。
 - ◇取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスクに対応するための規程を策定して、同規程において各リスクごとに担当部門を割り当て、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ◇取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団が共有する目標として合理的な中期経営計画を策定し、当該計画具体化のために、毎事業年度の当社及び子会社からなる企業集団全体の業績目標と予算を設定し、経営資源を配分する。
 - ◇取締役会は、子会社職務権限規程を制定し、子会社における職位の責任と権限を明確にし組織的かつ効率的な業務運営を行わせる。
 - ◇監査等委員会及び監査室は、その権限に基づき、内部監査規程及び子会社・関連会社管理規程を基礎とし、必要に応じ、子会社の調査及び内部監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・取締役会は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会直属の補助使用人を置くこととし、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。

- ・補助使用人は、監査等委員会の求める業務知識を有する者とし、監査等委員会の指示に従いその業務を行う。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役会が前項の使用人について人事異動を行う場合は、監査等委員会に事前報告を為し、必要な場合は理由を付して人事を担当する取締役に変更を申し入れる。
 - ・取締役会が前項の使用人について懲戒処分を行う場合は、人事を担当する取締役は、あらかじめ監査等委員会の承認を得る。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役会は、監査室より、法定の事項に加えて、監査室が実施した監査の結果について監査等委員会への報告をさせる。
 - ・取締役会は、その他、経営戦略会議等の会議体に付議・報告されたもので特に重要なものについては、関連部門に、監査等委員会への報告をさせる。
 - ・当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会に対し、必要な報告及び情報提供を行う。
 - ・監査等委員会に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役、取締役及び取締役会は、監査等委員会との間で、定期的な会合をもつなどして積極的なコミュニケーションを図るよう努める。
 - ・取締役会は、監査室、人事総務部等管理部門各部に、必要に応じて監査等委員会の事務を補助させる。
 - ・監査等委員会からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを支払う。

- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

企業倫理・コンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンスの確保・向上に向けた活動計画を策定し、当社規範の周知徹底、Eラーニング等の各種施策を実施し意識向上を図りました。

損失の危険の管理については、管理部門各部署で担当部門について、また定期的開催する財務報告に関する内部統制委員会等の各種委員会で所管業務について、それぞれリスク判断・対応を行いました。

取締役会は15回開催し、社内の全ての重要事項について適切に意思決定と情報共有を行った他、2021年5月に策定した中期経営計画「KBKプラスワン2025」に則り、単年度の業績目標・予算を決定し、海外子会社を含めた当グループ全体に示達しました。また各営業部・子会社が立案した事業計画・予算の遂行状況を点検し、必要に応じて改善を指示するための会議を四半期ごとに開催し、また海外子会社についても、会議の場で事業の状況等の報告を行いました。

監査室は、期初に立案した内部監査計画に基づき、当社内及び子会社等に対して監査を行い、結果を監査等委員会を含む経営陣に報告しました。

監査等委員会は合計13回開催し、監査等委員間で意見交換を実施するとともに、関連部門・子会社取締役等からの監査等委員会への報告、代表取締役・関係部門間での意見交換を随時実施しました。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式			
2022年4月1日 残高	5,496	7,942	8,332	△693		21,077	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△800			△800	
親会社株主に帰属する当期純利益			1,017			1,017	
自己株式の取得				△0		△0	
自己株式の処分		4		13		17	
連結範囲の変動	-	-	19	-		19	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						-	
連結会計年度中の変動額合計		4	236	13		254	
2023年3月31日 残高	5,496	7,946	8,569	△680		21,331	
	その他の包括利益累計額						
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	非支配 株 主 持 分	純資産合計
2022年4月1日 残高	1,388	23	221	△87	1,546	-	22,623
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					-	-	△800
親会社株主に帰属する当期純利益					-	-	1,017
自己株式の取得					-	-	△0
自己株式の処分					-	-	17
連結範囲の変動	-	-	△25	-	△25	5	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	71	△21	745	△102	693	2	695
連結会計年度中の変動額合計	71	△21	719	△102	667	7	929
2023年3月31日 残高	1,460	1	941	△189	2,214	7	23,553

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	21社
・連結子会社の名称	KBK Inc. 日本システム工業株式会社 極東貿易（上海）有限公司 KBK Europe GmbH Kyokuto Boeki Kaisha Mexico, S.A.de C.V. Kyokuto Boeki India Private Limited 株式会社ゼットアールシー・ジャパン KBKスチールプロダクツ株式会社 サンコースプリング株式会社 サンコーテクノロジー株式会社 ファール株式会社 オートマックス株式会社 プラント・メンテナンス株式会社 エトー株式会社 株式会社TWD Japan ETO (HONG KONG) CO., LTD. ETO (SHANGHAI) INTERNATIONAL CO., LTD. ETO INTERNATIONAL TRADE (DALIANFTZ) CO., LTD. SIAM ETO CO., LTD. ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD. ETO PRECISION OF TAIWAN CO., LTD.

前連結会計年度において非連結子会社であったKyokuto Boeki India Private Limited、株式会社TWD Japanは、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	KBK do Brasil Consultoria Empresarial Ltda.
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
5社
- ・ 会社等の名称
ABB日本ベレー株式会社
藤倉化成塗料（天津）有限公司
藤倉化成（佛山）塗料有限公司
上海藤倉化成塗料有限公司
E.C.F PRECISION (THAILAND) CO., LTD.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称
MES TECHNOSERVICE A.S.
- ・ 持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
KBK Inc.	1月31日
極東貿易(上海)有限公司	12月31日
KBK Europe GmbH	12月31日
Kyokuto Boeki Kaisha Mexico, S.A.de C.V.	12月31日
ETO (HONG KONG) CO., LTD.	12月31日
ETO (SHANGHAI) INTERNATIONAL CO., LTD.	12月31日
ETO INTERNATIONAL TRADE (DALIANFTZ) CO., LTD.	12月31日
SIAM ETO CO., LTD.	12月31日
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.	12月31日
ETO PRECISION OF TAIWAN CO., LTD.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日との差異が3ヶ月を超えていないため当該連結子会社の決算日現在の計算関係書類を使用しております。

なお、決算日が異なることから生じる連結会社間の重要な取引の差異については、連結計算書類作成上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式以外のもの時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ 時価法によっております。

ハ. 棚卸資産

・当社及び国内連結子会社 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
ただし、受注のある商品については個別法に基づく原価法、一部子会社に関しては移動平均法によっております。

・在外連結子会社 先入先出法による低価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産及び使用权資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として見積耐用年数に基づく定額法によっております。また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 使用权資産 在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しておりますが、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産はリース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

1.商品の販売等に係る収益

商品の販売等に係る収益には、卸売、小売、製造・加工を通じた基幹産業関連、電子・制御システム関連、産業素材関連、機械部品関連の機械装置・機械設備・機器・部品・資材等の販売が含まれております。

当グループは、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、または検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で認識しております。

長期の据付工事契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しております。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要の見積総原価に対する現在までにかかった工事原価の割合、又は顧客による出来高検収の割合に基づいて算定しております。当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っております。工事契約に係る収益に金額的重要性はないため、「商品の販売等に係る収益」に含めて表示しております。

2.サービス等に係る収益

サービス等に係る収益には、仲介取引に係る手数料、及び修理・調整・定期検査・保守・維持等に係るサービスが含まれております。

仲介取引としての手数料、及び修理・調整・定期検査サービスについては、契約及び関連する法令・判例・取引慣行等に基づいて、顧客から対価の支払を受ける権利を得たと判断される役務提供完了時に収益を認識しております。

保守・維持サービスについては、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

3. 本人と代理人の区分の判定

当グループが本人として取引を行っているかの評価に際し、当グループが商品等を顧客に提供する前に支配しているかどうかの判定を行っております。判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当グループが本人として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で売上高を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引、借入金社内管理制度に基づき、当社経理部及び各子会社管理部門にて契約の管理を行い、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより有効性を判定しております。

特例処理によっている金利スワップについては、想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金とほぼ同一であることから、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を連結会計年度期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産198百万円は、将来減算一時差異等を使用できるだけ課税所得等が稼得される可能性が高いと見込まれる範囲内で計上しています。

当該繰延税金資産の回収可能性は、一時差異等の解消タイミングを含めた将来の課税所得等が稼得される見込に基づいており、将来の課税所得の見込みには、受注状況を考慮した連結会社の予算や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等、外部要因を織り込んでいます。

将来の課税所得等は、連結会社の予算等に基づき見積もっていますが、連結会社の業績や経営環境の変化によっては見積りとの差異が発生する可能性があります。

(固定資産の減損損失の認識の要否)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	148

(注) 極東貿易株式会社に係る金額を上表に記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

減損損失の注記に記載のとおり、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

また、当該判定に用いられた割引前将来キャッシュ・フローの総額は予算を基礎としており、当該予算には、将来の販売計画に基づき確度の高い収益や事業構造改革によって期待される費用の削減といった主要な仮定が用いられますが、それらは経営環境の変化の影響を受けるため、高い不確実性が伴い、また、経営者の判断が割引前キャッシュ・フローに重要な影響を与える可能性があります。

これらの主要な仮定について、予測している販売計画及び費用の削減が実際と異なることにより割引前将来キャッシュ・フローの総額が減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失を計上する可能性があります。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当なし。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,082百万円

(2) 当座貸越及びコミットメント契約

当グループは運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	14,014百万円
借入実行残高	2,633
差引額	11,380

(3) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 (2) 契約残高」に記載しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 減損損失

減損損失は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
東京都千代田区 山梨県山中湖村	共用資産	「その他無形固定資産」主に ソフトウェア及び借地権	148百万円

当グループは主として管理会計上の部門を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産としてより大きな単位で減損損失の認識の要否判定を行っております。

産業設備関連部門及び産業素材関連部門の二つの報告セグメントで構成される極東貿易株式会社は、継続して営業損益がマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため当連結会計年度において減損損失を認識するかどうかの判定が行われ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、予算を基礎としております。

なお、当該資産の回収可能価額は、主に経済的残存使用年数内の使用価値により測定しております。使用価値の測定のための割引率は9.17%を適用しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,495千株	6,495千株	－千株	12,991千株

1. 普通株式の株式数の増加6,495千株は、株式分割による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	344千株	337千株	6千株	675千株

1. 普通株式の株式数の増加337千株は、株式分割及び、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の株式数の減少6千株は、役員株式報酬による処分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	338	55.00	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	461	37.50	2022年9月30日	2022年12月5日

2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	541	利益剰余金	44.00	2023年3月31日	2023年6月23日

- (4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、営業計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済日または償還日は最長で決算日後3年でありま
す。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジして
おります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等の内訳は、(注)に記載しております。

また、現金及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び 売掛金	13,387	13,387	—
(2) 電子記録債権	2,624	2,624	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,315	4,315	—
(4) 差入保証金	507	486	△21
資産計	20,836	20,814	△21
(1) 支払手形及び 買掛金	8,924	8,924	—
(2) 電子記録債務	3,184	3,184	—
(3) 短期借入金	2,497	2,497	—
(4) 長期借入金(*1)	953	952	△0
負債計	15,559	15,558	△0

(*1) 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

(注) 市場価格のない株式等は、「(3)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,004
関係会社株式	1,225
関係会社出資金	751
出資金	208

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,944	—	—	3,944
その他	—	371	—	371
資産計	3,944	371	—	4,315

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	－	13,387	－	13,387
電子記録債権	－	2,624	－	2,624
差入保証金	－	486	－	486
資産計	－	16,498	－	16,498
支払手形及び買掛金	－	8,924	－	8,924
電子記録債務	－	3,184	－	3,184
短期借入金	－	2,497	－	2,497
長期借入金	－	952	－	952
負債計	－	15,558	－	15,558

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金については、償還予定時期を見積もり、直近の基準年利率で割り引いた現在価値により算定しております。全ての重要なインプットが観察可能であるためレベル2に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
商品の販売等に係る収益	40,054
サービス等に係る収益	
仲介手数料	1,360
その他サービスに係る収益	1,243
顧客との契約から生じる収益	42,657
その他の収益	—
外部顧客への売上高	42,657

(2) 契約残高

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。当社グループでは主に、据付工事契約に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に関係しております。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点です。

契約負債は、主として据付工事契約に関して顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。据付工事契約に関する作業が完了した時点でこの金額が収益として認識されます。

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,817	14,546
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,546	13,387
契約資産（期首残高）	900	578
契約資産（期末残高）	578	368
契約負債（期首残高）	3,478	1,342
契約負債（期末残高）	1,342	1,596

- ② 当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額、及び過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額、及び過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首現在の契約負債残高に含まれていた額	1,172
過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額	4

- (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は以下のとおりであります。なお、当初の予想残存期間が1年以内の契約については、実務上の便法の規定を適用し、当該開示には含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	114
1年超2年以内	—
2年超3年以内	—
3年超	—
合計	114

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,911円80銭

(2) 1株当たり当期純利益 82円63銭

(注)2022年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第102期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、当期純利益を算定しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 金 剰 余		利 益 剰 余 金 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 準 備 金	資 剰 余 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					建 物 圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2022年4月1日 残高	5,496	5,096	5,096	356	14	242	3,181	3,794
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			-				△799	△799
建物圧縮記帳積立金の取崩			-		△0			△0
当期純利益			-				887	887
自己株式の取得			-					-
自己株式の処分		4	4					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-					-
事業年度中の変動額合計		4	4		△0		87	87
2023年3月31日 残高	5,496	5,101	5,101	356	13	242	3,269	3,881

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日 残高	△693	13,693	1,354	8	1,363	15,057
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△799			-	△799
建物圧縮記帳積立金の取崩		△0			-	△0
当期純利益		887			-	887
自己株式の取得	△0	△0			-	△0
自己株式の処分	13	17			-	17
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-	84	△5	78	78
事業年度中の変動額合計	13	104	84	△5	78	183
2023年3月31日 残高	△680	13,798	1,439	3	1,442	15,240

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 資産の評価基準及び評価方法 | |
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ③ デリバティブ | 時価法によっております。 |
| ④ 棚卸資産 | 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）ただし、受注のある商品については個別法に基づく原価法によっております。 |
| (2) 固定資産の減価償却の方法 | |
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| (3) 引当金の計上基準 | |
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。 |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

1. 商品の販売等に係る収益

商品の販売等に係る収益には、卸売、小売、製造・加工を通じた基幹産業関連、電子・制御システム関連、産業素材関連、機械部品関連の機械装置・機械設備・機器・部品・資材等の販売が含まれております。

当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、または検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で認識しております。

長期の据付工事契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しております。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要の見積総原価に対する現在までにかかった工事原価の割合、又は顧客による出来高検収の割合に基づいて算定しております。当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っております。工事契約に係る収益に金額的重要性はないため、「商品の販売等に係る収益」に含めて表示しております。

2. サービス等に係る収益

サービス等に係る収益には、仲介取引に係る手数料、及び修理・調整・定期検査・保守・維持等に係るサービスが含まれております。

仲介取引としての手数料、及び修理・調整・定期検査サービスについては、契約及び関連する法令・判例・取引慣行等に基づいて、顧客から対価の支払を受ける権利を得たと判断される役務提供完了時に収益を認識しております。

保守・維持サービスについては、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

3. 本人と代理人の区分の判定

当社が本人として取引を行っているかの評価に際し、当社が商品等を顧客に提供する前に支配しているかどうかの判定を行っております。判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社が本人として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当社が代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で売上高を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引、借入金

③ ヘッジ方針

社内管理制度に基づき、経理部にて契約の管理を行い、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。為替予約については、ヘッジ対象の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより有効性を判定しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金とほぼ同一であることから、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を連結会計年度期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

「連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記(繰延税金資産の回収可能性)(減損損失)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当なし。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 784百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 895百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 7,788百万円 |
- (3) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 4,015百万円 |
| 借入未実行残高 | 1,900百万円 |
| 差引額 | 2,115百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 10,294百万円
- (2) 関係会社との取引高
- | | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 240百万円 |
| ② 仕入高 | 588百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 75百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 1,159百万円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	344千株	337千株	6千株	675千株

- 普通株式の株式数の増加337千株は、株式分割及び単元未満株式の買取りによる増加であります。
- 普通株式の株式数の減少6千株は、役員の株式報酬による処分であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金及び未収計上受取配当金等であります。

なお、繰延税金資産については、評価性引当額834百万円を控除しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	エト株式会社	669	主としてねじ・紙螺 その他工 具の販売	直接 100.0	当社役員 3名が役 員を兼任 してあり ます。	取引先の 開拓及び 資金の借 入を行っ ておりま す。	資金の借入	－	短期借入金	6,000
							利息の支払	47	－	－
							CMS	1	短期借入金	505
	オートマックス株式会社	30	主として各 種性能評価 試験装置等 の製造、販 売	直接 100.0	当社役員 2名が役 員を兼任 してあり ます。	取引先の 開拓及び 資金の借 入を行っ ておりま す。	資金の借入	△400	短期借入金	－
							利息の支払	3	－	－
							CMS	592	短期借入金	638
	株式会社TWD Japan	20	洋上風力事 業	直接 70.0		取引先の 開拓及び 資金の借 入を行っ ておりま す。	商品の販売	－	売掛金	385

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 借入金の金利につきましては、市場金利を参考にした利率としております。
 なお、エト株式会社及びオートマックス株式会社の取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しております。
2. CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の利息については市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
 なお、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,237円45銭
 (2) 1株当たり当期純利益 72円07銭

(注)2022年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第102期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、当期純利益を算定しております。